

# 東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第18号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。  
「宇宙」をイメージしております。



新事務所の玄関前にて

## 目 次

所 信 .....	新年ご挨拶 .....	2P
税務特集 .....	企業組織再編制度について .....	3P~5P
第5回 東京さくら会計事務所ゴルフ大会観戦記 .....	6P	
お客様紹介コーナー		
(有) 古谷精工/Hair Salon カットランド/真菱国際特許事務所 .....	7P	
事務所だより .....	8P	
編集後記 .....	8P	

# 所 信



## 新 年 の 御 挨 拶

所長 横尾 和儀

新年あけましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、御健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年も中小企業にとって今だ厳しい経営環境でした。国際情勢においても、以前は弾道と言うとゴルフボールをイメージしましたが、今や大半の方がミサイルの弾道をイメージするが如く、イラク派遣問題、北朝鮮問題と不穏・不安感が煽られています。こうした意氣消沈とする不安定の中ではありますが、私達は企業を育て、社員を守る為に元気を出していかなくてはなりません。活力が必要です。今、伸びている企業は、業種や規模でなく、世の中の変化に対応し、勉強している、活力のある経営者がいる企業です。こうした経営者は、勉強研究し、良いものを持ち帰り、それを自社に応用活用して、企業をよりよいものにして伸ばしています。あるコンサルタントが言っていました、「200億の売上まではその企業の工夫努力しだいで景気に関係ない」と。私も同感です。同業他社と差別化を図るとよく言われますが、今日において、品質技術の差別化を図るのはまず困難と思われます。あたり前の事をあたり前にすることが差別化の第一歩ではないでしょうか。「物」以外のものの付加価値をつけていくことです。

又、インターネットの普及により、電子商取引が急速に進展しています。電子商取引は、直接取引先に販売するため、人件費や流通経費などの販売コストの大幅削減ができ、効率化・合理化を推し進める事ができます。経済のコスト構造が変化するとともに、供給サイド主導経済システムから多様なニーズに対応する需要サイド主導の経済システムへ移行していくと考えられます。税務においても、今年の確定申告から電子申告が導入され

ます。こうした流れに対応してか、税務調査においても、調査官の他に、コンピュータに精通した情報技術専門官が同行し、企業のコンピュータのソフトやデータが調査されるようになってきています。IT化対応も又、企業の急務です。

昨年、当事務所開業20年を機に総合事務所としてより皆様のお役に立てるべく、事務所を法人化し、「税理士法人東京さくら会計事務所」と名称を変更しました。心機一転、スタッフ全員の意見が反映された事務所づくりを実現させるべく、スタッフの中から有志を募り、「顧客から信頼される事務所」「スタッフ皆がずっと勤めていたい事務所」を目指し、中期経営計画として5ヶ年計画を策定しました。その実現の為、経営理念と経営方針を掲げさせて戴きました。

### 〔経営理念〕

私たちは、お客様の更なる発展の為、自己啓発に努め、新しい価値を共に創造し、信頼される総合事務所として、社会の活性化に貢献します。

### 〔経営方針〕

1. 前向きに迅速に対応し、お客様の権利を守る。
1. オリジナリティあふれる情報提供の発信基地となる。
1. あらゆるニーズをトータルサポートする。
1. 礼儀・時間・約束を守る。
1. 常に切磋琢磨し、豊かなゆとりある生活の実現を目指す。

企業には、経営計画（中長期・単年）と業務マニュアルとそれを定着させる為のシステムが必要不可欠であると思います。

この新しい年が皆様にとりまして、益々の御繁栄と御健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

# 税務特集

## 企業組織再編制度について

「企業組織再編制度」とは、今日のバブル経済の崩壊後、突破口を見出せない日本の現状をふまえ、世界的な大競争と世の中の激しく変化する時代に生き残りをかけて、経済再編と再生とをめざして導入された制度です。

企業組織再編税制というと、「大企業のためのもの」というイメージが先立ちますが、同族会社における兄弟間等の「意見対立」を解決する手段として、その利用も考えられますので、それなりの理解も必要となります。

そこで、今回、この「企業組織再編税制」について、経営者の皆様とともに、検討を加えていきたいと思います。

所長「正月早々、社長にこんな難しいテーマでせ  
まるのは、おそれ多いのではないか？」

本誌「そんなことはありません。

企業の経営者たる者は、常に情報収集の任  
にあたらなければ、この厳しい経営環境の  
中で、生きのびることができません。それ  
は、所長も巻頭の所信の中で述べているで  
はありませんか。

今年は、西暦2004年ですが、今からちょうど1200年前の西暦804年、日本仏教界の両巨頭である最澄と空海は、中国に仏教の新知識を求め、遣唐使船に乗り込み荒海をのりこえ命をかけて中国に渡航しています。今年はそれから数えて、ちょうど入唐1200年の記念すべき年にあたります。

空海はこう言っています。

『天朗則垂象、人感則含筆』と。

すなわち『天が朗らかな時は天文現象を  
もって示し、人が感じる時は筆をとって  
文章を表わす』と。

所長「……」

本誌「それに今年はアテネオリンピックの年です  
し、アメリカの大統領選挙もありますよ」

所長「??」

※ ※ ※

さあ、それでははじめましょう。

「企業組織再編税制」とは、以下の7種類のこと  
をいいます。

①会社分割

- ②合併
- ③現物出資
- ④事後設立
- ⑤株式交換
- ⑥株式移転
- ⑦連結納税

このうち重要なもののみを述べようと思います。  
そこで「①会社分割」から説明をはじめたいのですが、その前に、キーワードともいべき、株式会社の「株式」について、若干考察を加えてみましょう。何といっても、わかっているようで、わからないのがこの「株式」です。「株式とは、会社の支配権を表わす証書」ことをいいます。この証書のことを「株券」といいますが、普通の中小企業であれば、社長が資本金を拠出して、自分が会社に払った金額（最低1000万円）が、株券という証書に化体し、紙切れとなって手元に残るという算段になりますが、中小企業では、通常は株券など発行いたしません。従って「株券」といったところで、あくまでも観念的なものにすぎません。有限会社の場合には、株式にあたる言葉を「出資」といい、株券のことを「出資証券」といいますが、内容的には同じものです。

ところで、会社は建物や自動車や機械装置などの資産を保有していますが、この場合、「会社資産」の直接的な所有者はあくまでも「会社」であり、「株主」ではありません。しかし「株主」が、その「会社」の支配権を有する者であることを考えると、「株主」は「会社資産」をダイレクトに所有しているのではなくても、間接的に支配しているといえ

〈Q1〉 昨年新聞紙上で、「某大手電機会社が、本社とグループ各社の事業を、移動体通信やAV機器半導体などの14種の事業分野別に再編した」というニュースを報していました。

しかし、この「事業再編制度」といったものは、我々のような中小企業の経営者にとっては、全く無関係の話だと思うのですが……。

ます。

さて、いよいよ「①会社分割」に挑みましょう。

〈A〉 冒頭にもお話ししましたが、企業再編制度というと、「大企業のためのもの」というイメージが強いのですが、「家族経営」の多い中小同族会社にあっては、親子や兄弟の「内紛」を回避するための解決手段としての「企業分割」に利用できるケースも考えられなくもありません。

(もっとも、100%無税というわけにはいかないのですが)

会社分割とは、1つの会社を2つ以上の会社に分けることをいいます。

たとえば図イのように、父親の甲が100%所有するA社の内部において、長男の率いるX事業部門と、次男の率いるY事業部門とを包括していたとします。このA社を分割して、次男のY事業部門を独立の別会社にしようとするわけですが、このとき分割されたY事業部門（Y社という）は、親会社Aから、Y事業部門における資産と負債とを分けてもらうことになり、Y社はその対価として、新たに株式を発行しなければなりません。

そしてこの時、分割されたY社が発行する株式を、誰に割り当てるかによって、大きく形態が2分されることになります。

①Y社の株式を、親会社のA社に割り当てる。

すなわち、A社が直接Y社の株式を所有することになり、Y社はA社の完全子会社となる。

（タテの分割「物的分割パターン」という）

②Y社の株式を、親会社Aの株主甲（父親）に割り当てる。

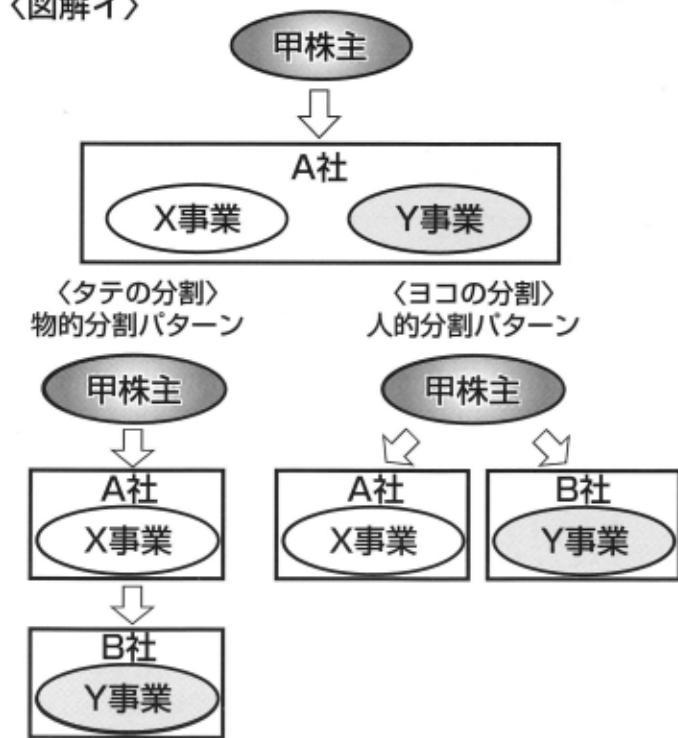
（ヨコの分割「人的分割パターン」という）

さて、ここでY事業部門における資産と負債とを親会社Aから分けてもらうときに、重大な問題が生じます。すなわち、その時の資

産の移転価額は、親会社Aの「帳簿価額（取得原価）」のままなのか、それとも分割時の「時価評価」になるのかという問題です。たとえば、Y社への分割移転資産の中に、親会社Aが30年前に取得していた帳簿価額1000万円の土地が含まれていたとします。現在の時価は1億円とすると、親会社AはY社に「帳簿価額」の1000万円で移転するのか、「時価」の1億円で移転するのかでは、大変な問題になってしまいます。もし「時価」の1億円で移転するとなると、1億円と1000万円との差額の9000万円が土地譲渡益として親会社Aの利益となってしまうからです。

税法は、原則を1億円で「時価移転」とし、「企業グループ内再編」か「共同事業再編」に該当すれば、1000万円の「帳簿価額移転」を認めるという態度をとっています。なお、分割による資産の移転に対して消費税は課税されません。

〈図解イ〉



**〈Q2〉 現金の受け渡しなしに、土地Aと同種の土地Bとを交換するという制度があり、所有権の移転があるにもかかわらず税金はかかるないという話しを、以前に聞いたことがあるのですが、同じように、「株式交換」とは、A株式とB株式との交換であり、所有権の移転にもかかわらず、税金がかかるないということなのでしょうか？**

**〈A〉** まあその通りなんですが、既存の株式と別の既存株式とを交換するというような単純な話でありません。「甲が所有するA土地」と「乙が所有するB土地」とをお互いに交換しようということは、甲は乙所有のB土地の方がよいと思い、反対に乙は甲所有のA土地の方がよいという思惑が一致するからこそ、交換が成立するというわけですが、だからといって甲が所有する会社のA社株(100%)と、乙が所有する会社のB社株(100%)とを交換するなんて話は、いくらなんでもA会社とB会社とを単に交換するような話で、そもそもがナンセンスですよね。

「株式交換」制度とは、もちろん株式をお互いに交

換するという内容のものですが、企業再編制度がめざしている株式交換とは、A社かB社かのどちらかが親会社又は子会社となることにより、グループを形成することを目的とした制度をいいます。さらにいえば、どちらか一方は増資による新株と、もう一方は既存の株式との交換ということになります。

ところで、「大企業とのグループ化ならいざしらず、中小企業同士が株式を交換することにより、他人の会社の親会社になる、あるいは他人の会社の子会社になるなんてことに何のメリットがあるのか？」と怪訝な思いをされている経営者の皆さんが多いと思いますが、その点については、次の〈Q3〉で考えてみたいと思います。

**〈Q3〉 私が経営するS社は、業績も順調であり、堅実な会社との評判もとっているのですが、娘達はすでに嫁ぎ、後継者がおりません。そろそろ私も引退したい年齢となっているのですが、自分の会社をどうしたらよいものかと悩んでいます。**

**〈A〉** いくつかの選択肢があります。

**(1)S社を清算する方法(廃業)**

まず会社を整理して残余財産を株主に分配して解散するという方法がありますが、せっかく苦労して築き上げた立派な会社を消滅させてしまうのは、どう考えても残念な話ですよね。

**(2)社内有力者に株式を譲渡する方法**

社長の所有する株式を全て譲渡して事業を引き継がせるという方法もあります。但しこの場合、難しいのは、その社内有力者に株式を購入するだけの資力があるかという点と、会社の取引銀行に対する個人保証がある場合には、個人保証も引き継ぐことになるわけですから、その有力者に提供財産があるかという点も大きなネックになります。

**(3)取引先企業に合併してもらう方法**

適格要件に合致した合併であれば、「帳簿価額」による移転になりますので、税金面での苦労はないのですが、非適格要件になってしまえば「時価移転」となってしまうため、土地などに含み益がある場合には、税

金面で悩むことになります。

**(4)「株式交換」制度による方法**

大手取引先会社のP社株と我社のS社株とを交換して、社長はS社を円満に退社することができ、S社は大手P社の子会社としてそのまま存続する上、交換契約書の中で、S社の社名の存続についてもうたうことができます。もちろんP社は、わがS社を買収することができますが、その場合P社は買収資金が必要になります。しかし「株式交換」はあくまでも株式同士の交換だけですので、直接の資金が不要になるという点が大きなメリットになります。企業によっては、株式交換に応じる企業をインターネットで募集しているところもあるくらいです。

※ ※ ※

所長「イヤー、ご苦労さん。ご苦労さん。原稿料として臨時賞与を支払おう。」

本誌「エッ! 本当ですか?」

所長「100兆円の臨時ボーナスだっ!!!」

本誌「……」

## 第5回 東京さくら会計事務所 ゴルフ大会観戦記

11月6日（木）名門東京パーティクラブに於いてゴルフ大会を開催いたしました。今回で5回目になりました、参加人数も56名の参加をいただきました。ゴルフ大会当日の朝はシトシトと雨が降っており、無事にプレーできるのだろうか？と心配しておりましたが、プレーを始めるとほとんど雨もあがり、お昼過ぎにはまぶしい日差しがグリーンを照りつ

けていました。これも皆さまの日頃の行いが良かったせい？ではないかと思っています。

毎年皆さまには、お忙しい中ご参加いただき誠にありがとうございます。

さて、結果の方は下記のとおりです。

優 勝 松井 利夫 様  
ベスグロ 桜井 博彦 様



# お客様紹介コーナー

## 有限会社 古谷精工

(釣り具等組立加工業)

弊社は、部品組立及び特殊加工を主としています。特に特殊加工について御説明させていただきます。今後、公害問題でメッキ品は厳しい状況です。この問題を解決する為にスーパー・メッキ塗装が開発されました。スーパー・メッキ塗装は無公害リサイクル性に優れています。

弊社では、素材を選ぶことなくメッキ品に近い物を工場内で製造しています。是非、弊社のスーパー・メッキ塗装を御検討お願い致します。又、お

見積り及び御相談等をお気軽にご連絡お待ちしております。

埼玉県川越市大中居260  
電話・FAX  
049-235-5275  
定休日 土、日  
営業時間 午前9時～午後5時



## Hair Salon カットランド

平成14年10月にオープンしました。一年数ヶ月が過ぎました。JR「東小金井」駅南口徒歩1、2分、仕事帰りに寄れる。夜8時まで営業、技術・サービスには自信を持っています。一度、仕事帰りに寄つて見て下さい。

東京都小金井市東町4-43-10  
電話 042-304-1058

定休日 年中無休 (年始1.2.3日休み)

営業時間 午前9時30分～午後8時

土日祝 午前9時～午後7時



## 真菱国際特許事務所

(所長・弁理士 落合 稔)

昨年より「東京さくら会計さん」にお付き合いをお願いしています真菱国際特許事務所です。

近頃では、新聞紙上等において知的財産が話題となることが多く、また不況下の昨今、争い事も目立つようになりました。先端技術を扱うイメージに比して、特許事務所の仕事はいたって地味なものです。弊社は、特許、実用新案、意匠、商標、そして外国への出願を手掛けておりますが、ベンチャー等のクライアントの皆様にはコンサルタン

トも重要な仕事になっています。

横尾傘下の新参者ですが、よろしくお願ひいたします。



東京都台東区浅草橋5-4-1 ツバメグロースビル3F  
電話 03-5820-9231  
FAX 02-5820-9234

このコーナーに掲載したい方は担当へご連絡下さい。

# 事務所だよりコーナー

海。あゝ海。ラ・メール。  
そは、40億年の太古の昔に成れし海。  
遠く眺むれば、静かなる青い海。  
沈黙せる海。  
そして、想いを深く、沈める海。  
ひとたび、我等の足下に近づくや、  
激しくも打ち寄せる波。波。波。  
「潮騒に、高まる思いは、碎け散らん。  
よしや、しじまに沈むとも、  
波濤とともに、碎けらん。」

時は10月10日。  
イル・ド・バカンス号に乗船す。  
はるかなる太陽、雲間よりいでて、  
カモメ飛び、哀愁をこめて鳴く。  
その声に、我等、手を差しのべて共感す。  
「太陽と白帆に恋してカモメ飛ぶ  
海を眺めて言うことはなし」

本土を離れ、海路に分け入り、  
初島の波止場に立てり。18名。  
「海鳴り、灯台、一羽のカモメ  
あの人は行ってしまった  
あの人は行ってしまった  
もう、よその人」

(右の写真は、いずれも10月10日と11日の2日間にわたった事務所研修旅行の風景です。)

## 編集後記

昨年はイラク戦争に揺れ、日本のあり方が問われるような一年でした。今、世の中は大きく変わろうとしています。今回特集した企業組織再編は、そんな激動の時代を乗り切るために方策として有効な手段といえるでしょう。この企業組織再編を掲載するにあたっては、難しい内容を易しく伝えることをコンセプトに数多くの勉強会を重ね、検討を繰り返しており、これは汗と涙の結晶(という言い過ぎかもしれないですが……)ともいえるべき内容だと自負しております。また、当事務所も昨年は法人化、事務所の移転という変革の一年でした。お客様の信頼に応え、総合事務所として社会の活性化に貢献すべく、新たな一步を踏み出したところです。今年もよろしくお願い致します。



## 東京さくら会計事務所

〒184-0003 東京都小金井市緑町5-5-4  
TEL 042-385-6630  
FAX 042-385-6604

編集発行人 税理士 横尾和儀  
印 刷 株式会社 税 経